

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月1日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会規則第2号

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則
香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成5年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。

教育部	教育総務課	総務係 施設係 ICT係
	保健給食課	保健給食係
	学校教育課	管理係
	学校支援室	支援係
	こども課	管理係 こども支援係
まなび推進局	生涯学習課	社会教育係 文化スポーツ係
	文化財課	文化財係
	市民図書館	

第7条社会教育係の項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号から第12号までを削り、第13号を第6号とし、同条に次の1項を加える。

文化スポーツ係

- (1) 文化施設に関すること。
- (2) 中央公民館に関すること。
- (3) 公民館運営審議会委員に関すること。
- (4) 社会体育の奨励と実施に関すること。
- (5) 社会体育団体の育成に関すること。
- (6) 社会体育施設及び有料公園施設に関すること。
- (7) スポーツ推進委員に関すること。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第

8条の次に次の1条を加える。

(市民図書館の事務分掌)

第9条 市民図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の管理及び運営に関する事。
- (2) 読書の推進及び啓発に関する事。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。